

○千歳市コミュニティセンター等地域集会施設利用者公衆無線LANサービス利用規約

(目的)

第1条 この規約(以下「本規約」という。)は、千歳市(以下「本市」という。)がコミュニティセンター等の地域集会施設(以下「コミセン等」という。)の利用者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス(以下「本サービス」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する利用者をいう。

(サービスの内容)

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットに接続することができる。

(利用場所)

第4条 本サービスを利用できる場所は、コミセン等とする。

(利用者の資格)

第5条 利用者は、コミセン等に施設の利用の申請を行っている個人又は団体とする。

(利用条件)

第6条 利用者は、本サービスの利用に当たり、次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) 無線LAN機能を搭載した通信機器等
 - (2) 利用者が用意した通信機器等に供給する電源
 - (3) Webブラウザ等のクライアントソフト・アプリ
- 2 本サービスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 3 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作並びにセキュリティ対策は利用者が行うものとする。
- 4 本サービスは、対象施設の休館日、開館時間外その他の都合により利用できないことがある。
- 5 利用者は、本規約によるほか、本サービスを利用することができる施設の管理者の指示に従い、当該施設の運営に支障を来さないよう、本サービスを利用しなければならない。

(利用上の注意)

第7条 本サービスの利用者は、本サービスが利用者以外の第三者も利用可能であることを理解した上で、利用については自己責任の下で行うものとする。

(利用履歴情報の取得及び利用目的)

第8条 本市は、次の各号に掲げる場合において、本サービスの利用時間、利用アクセスポイント及び端末の個体識別情報(MACアドレス)の情報を利用できるものとする。

- (1) 本サービスの利用者数を調査する場合
- (2) 本サービスの内容を改善・拡充、又は新サービスを検討するための分析等を行う場合
- (3) 公的機関からの要請時による届出又は報告を行う場合

(利用資格の停止・取消し)

第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 第10条第1項各号に掲げる行為を行った場合
- (2) 前号に掲げるほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と本市が判断した場合

(禁止事項)

第10条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者又は第三者のプライバシー権その他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者又は本市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれ

のある行為

- (3) 誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否を問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売その他の目的で、特定又は不特定多数に大量のデータやメールを送信する行為
- (10) 前各号の掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は本市が不適切であると判断した行為

2 前項に該当する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、本サービスの利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

(利用の中止)

第11条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に予告なく、本サービスの利用を中止できるものとする。

- (1) システムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 本サービスに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市が本サービスの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 本サービスの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は一切の責めを負わないものとする。

(免責)

第12条 本市は、本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性及び通信の速度等のいかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失及び利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他の本サービスに関連して発生した利用者の損害について、本市は一切責任を負わないものとする。

3 本サービスへ接続しようとする接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、各種アプリ及びWebブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切責任を負わないものとする。

4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。

5 本市は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(法令の遵守)

第13条 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律その他の関係法律等を遵守しなければならない。

(規約の変更)

第14条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。また、変更後に本サービスを利用した場合、当該利用者は変更について同意したものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者が本規約に違反した結果、本市が損害を被った場合、利用者はその損害を負担するものとする。

附則

この規約は、令和5年8月18日から施行する。